



静岡労働局発表
令和2年8月4日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 望月 直己
賃金指導官 工藤 宏
(電話) 054 - 254 - 6315

報道関係者 各位

令和2年度静岡県最低賃金の改正について答申

～ 現行の最低賃金を改正しない～

令和2年8月4日、静岡地方最低賃金審議会（会長 ^{しのはら}篠原 ^{みつあき}光秋）は、静岡労働局長（谷 ^{たに}直樹）に、静岡県最低賃金を改正しないとする旨の答申を行った。

同審議会では、令和2年6月30日に静岡労働局長から「静岡県最低賃金の改正決定について」の諮問を受けて、静岡県最低賃金専門部会を設置し、継続的に審議してきたが、7月22日に開催された中央最低賃金審議会が有額の目安を示さない答申を行ったこと及び新型コロナウイルス感染症による経済・雇用に対する影響を考慮しつつ、地域の諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議した結果、静岡県最低賃金を改正しないとする答申を取りまとめたものである。

なお、今後は、この答申の内容についての異議申出の公示などの諸手続を経た上、静岡県最低賃金を決定することとなる。

答申どおりの決定となると、静岡県最低賃金は現行の時間額885円が改正されないこととなるが、静岡県最低賃金が改正されないのは、平成15年（2003年）以来17年ぶりとなる。

【参考：静岡県最低賃金額及び前年引上げ率、引上げ額の推移】

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(予定) |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|
| 最低賃金額 | 783円 | 807円 | 832円 | 858円 | 885円 | 885円 |
| 対前年引上げ率 | 2.35% | 3.07% | 3.10% | 3.13% | 3.15% | - |
| 対前年引上げ額 | 18円 | 24円 | 25円 | 26円 | 27円 | - |